

令和4年1月26日（水）
令和3年度 第2回
大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

資料1

此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想について

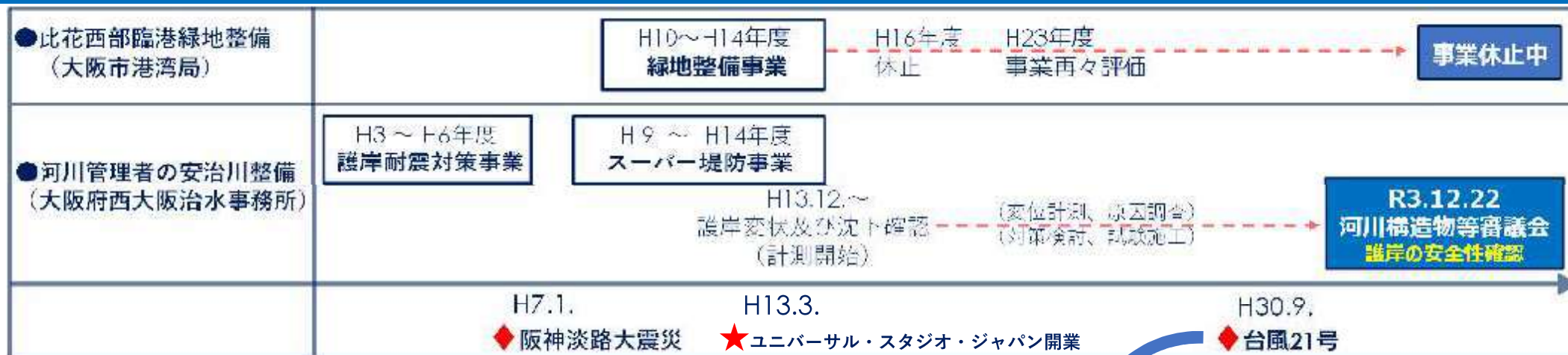
安治川右岸（桜島入堀上流）

～ 都市・地域再生等利用区域の指定に向けて ～

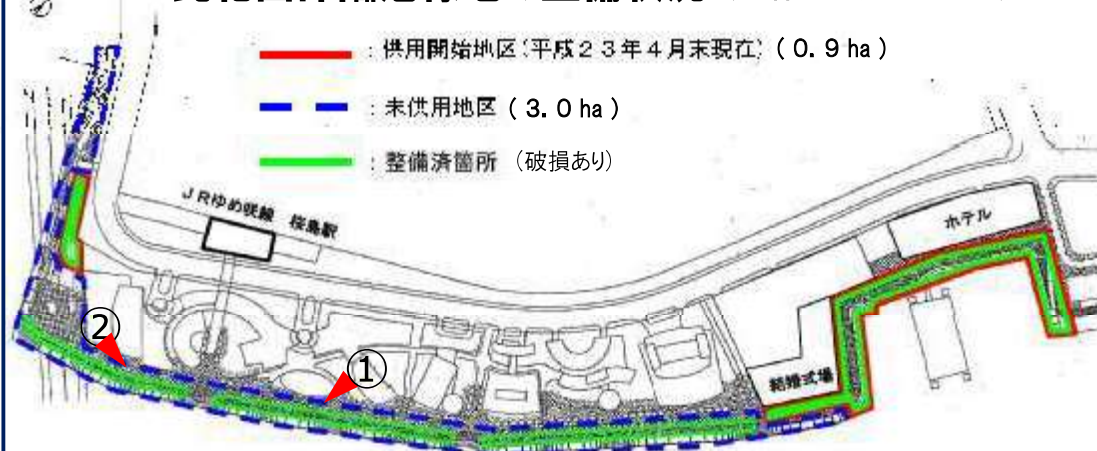
令和4年1月26日

此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会

I. 此花西部臨港緑地エリアのこれまでの経緯



此花西部臨港緑地の整備状況 (全体面積 3.9 ha)



H23年度 大阪市建設事業評価有識者会議資料に加筆

H30.9. 台風21号による高潮で
流出したコンテナが漂着
(臨港緑地施設破損)



Ⅱ. エリアの概要

1. 大阪都心部から近く、鉄道駅2駅からアクセス良好で希少な水辺空間が存在するが未活用

- ・ 大阪市街地から電車で15～20分、最寄り駅から徒歩5分で水辺空間にアクセスが可能
- ・ 臨港緑地の現状は、遊歩道施設等の破損や未整備箇所があり、大半が未供用となっており水辺へのアクセスができない。

ユニバーサル・スタジオ・ジャパンやシティウォークとの相乗効果が発揮されず、また、大阪都心や大阪湾を眺望できる好立地特性も活かされていない状況



〔水辺空間の現状〕



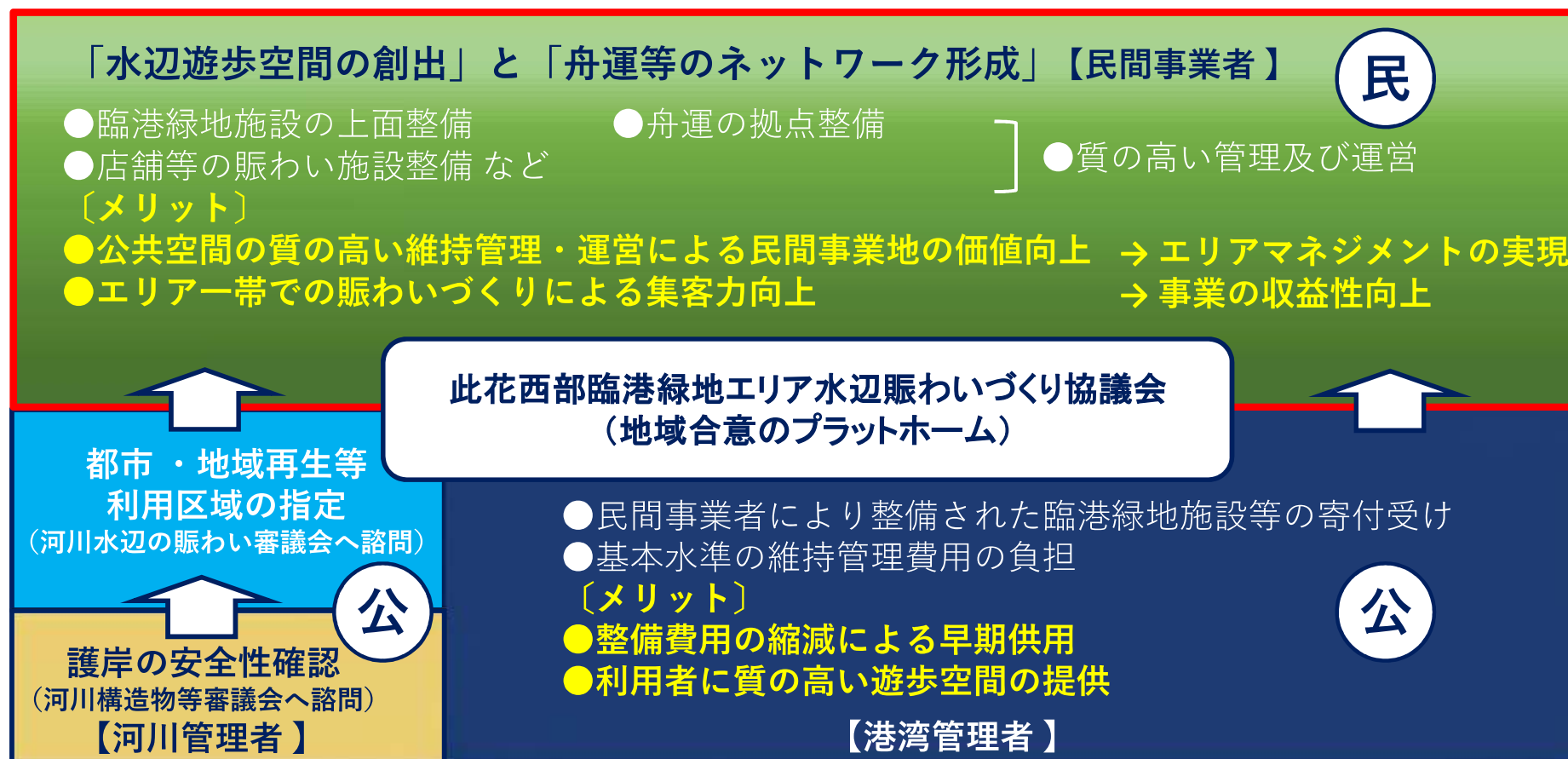
Ⅱ. エリアの概要

〔臨港緑地未供用部の現状〕



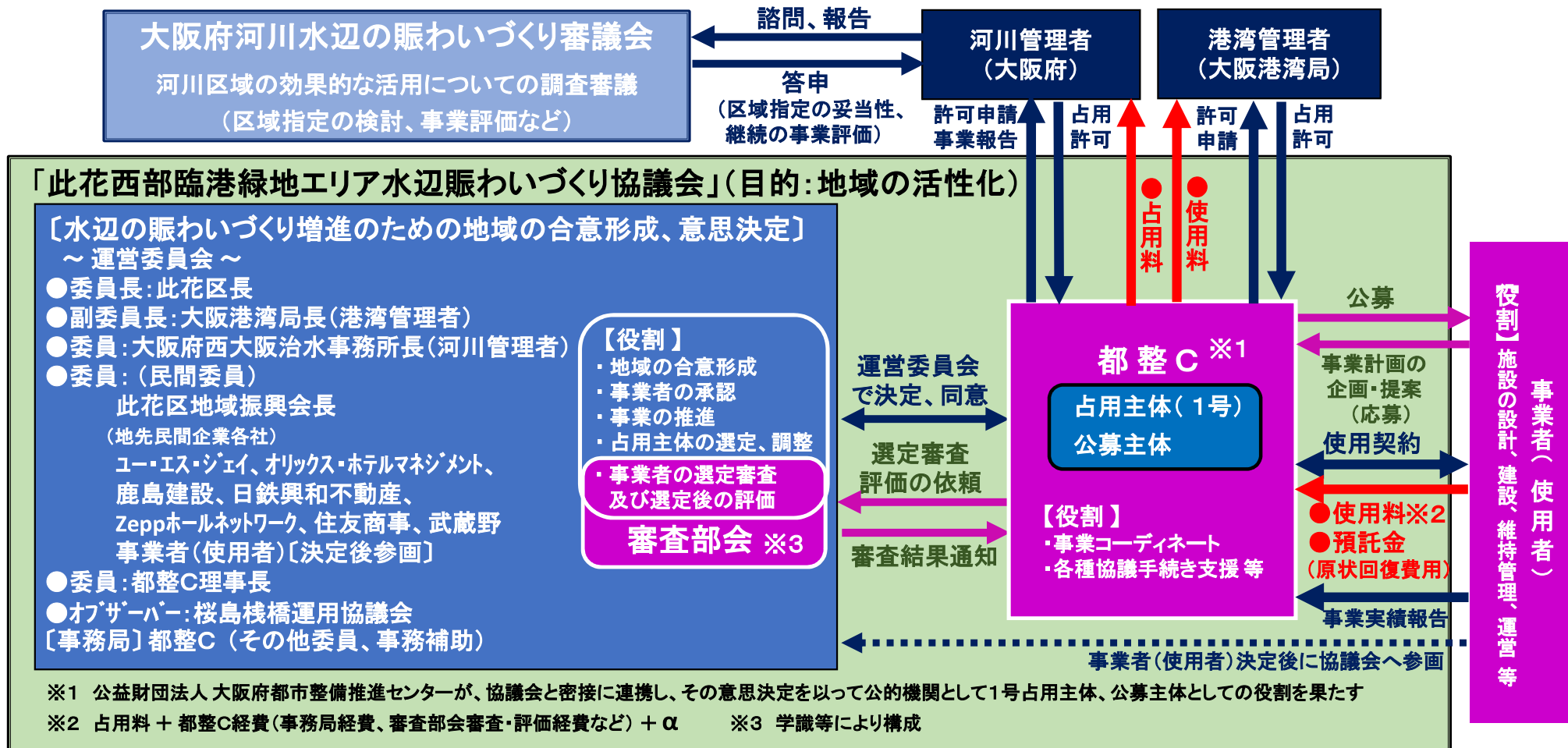
V. 事業のスキーム

都市・地域再生等利用区域の指定による民間活力の導入 ～ 公民連携 桜島モデル ～



V. 事業のスキーム

- 大阪市長から大阪府知事(河川管理者)に対して「都市・地域再生等利用区域」の指定を要望し、それを受け知事が「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」に諮問、そしてその区域指定妥当の答申に基づき、知事から此花西部臨港緑地エリアの「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける。(26頁 参照)
- 臨港緑地として大阪港湾局が河川敷の占用許可を包括的に受けているが、都整Cが、事業者の店舗等の収益施設を設置する範囲の許可を別途受け、事業者は、都整Cとの使用契約に基づき、当該施設の運営管理に関する一切の責任を負う。なお、事業者の整備する臨港緑地施設については、別途、港湾管理者と事業者で協定を締結し、相互の役割を確認する。



V. 事業のスキーム（審査部会）

此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会審査部会設置規約 第2条 所掌事務

- (1) 此花西部臨港緑地エリアの河川区域等を恒常的に利用する事業者の募集・選定等の審査に関すること
➡ 民間事業者による、エリアでの事業提案を審査
- (2) 本エリアの河川区域等の恒常的な利用に係る評価に関すること
➡ 年度の事業実績を評価 年度 1 回以上開催
- (3) その他本エリアの利用に必要な事項の審査に関すること
➡ 利用についての課題解決などへのアドバイスを求めることも視野に入れて運営

【審査部会委員の構成】

	所 属	職・氏名
学 識	大阪府立大学大学院	准教授 武田重昭
会計士	蒲生武志公認会計士・税理士事務所	会計士 蒲生武志
弁護士	大阪本町法律事務所	弁護士 橋本匡弘
行 政	大阪市	此花区長 高橋英樹

（事務局：公益財団法人 大阪府都市整備推進センター）

